

議第43号

京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更について、次のように関係普通地方公共団体と協議する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

1 普通地方公共団体の数の減少

(1) 減少させようとする普通地方公共団体名

木津町，加茂町及び山城町

(2) 増加させようとする普通地方公共団体名

木津川市

2 京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更

京都府後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

京都府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「32人」を「30人」に改める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由

京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数を減少させ、これに伴い京都府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるので提案する。